

制度開始後、
一組め！！

問い合わせ先	
担当課	市民人権局 人権部人権企画調整課
直通	072-228-7159
内線	5340、5344
FAX	072-228-8070

「堺市パートナーシップ宣誓制度」に基づき 宣誓書受領証を交付しました

今年度から開始した「堺市パートナーシップ宣誓制度」に基づき、パートナーシップの宣誓をされたお二人に、「堺市パートナーシップ宣誓書受領証」を下記のとおり交付しました。

宣誓されたお二人は、「堺市にパートナーシップ制度が導入され、大切な人と今まで以上に距離を縮められ、本当に嬉しく思います。」「平成最後の年の最後の月に宣誓でき、第1号になったことも、とても嬉しいです。」との感想を語られました。

記

1. 宣誓書受領証交付日：平成31年4月8日（月）
2. 宣誓者：堺市在住と他市在住のお二人
3. 別添資料
 - (1) リーフレット「堺市パートナーシップ宣誓制度をはじめます」
 - (2) 堺市パートナーシップ宣誓書受領証（見本）

(参考) 堺市パートナーシップ宣誓制度について

【制度概要】

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方に対して、宣誓書受領証を交付する制度

【制度開始年月日】

平成31年4月1日

堺市パートナーシップ宣誓制度を はじめます

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度をはじめます。

婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、この制度の広がりから、性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく暮らすことのできるまちをめざします。

堺市パートナーシップ宣誓制度の概要

誰もがありのままに自分らしく暮らせるまちをめざす取組として、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度です。

性的マイノリティとは

性自認、性的指向その他性のあり方について少数派であると認められる方

パートナーシップとは

その一方又は双方が性的マイノリティである二人の間における、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係

宣誓の対象者

- ◇ ともに成年者であること
- ◇ いずれか一方が堺市内に住所を有するか又は転入予定
- ◇ ともに配偶者がなく、当該当事者以外の人とパートナーシップ関係にないこと
- ◇ 婚姻をすることができない近親者（養親子関係を除く）の関係にないこと

手続きの流れ

電話・FAX・メールで事前予約

宣誓の日時や必要書類の確認

パートナーシップ宣誓

二人で宣誓書に署名（個室対応可）

内容確認

必要書類の確認

宣誓書受領証交付（即日）

提出書類

- ◇ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ◇ 婚姻をしていないことを証明する書類

提示書類（本人確認書類）

- ◇ 個人番号カード、パスポート、運転免許証、その他官公署が発行した免許証等であって本人の顔写真が貼付されたもの等

- いずれか一方が性的マイノリティの方であれば対象となります。
- 戸籍上の性別が「同性」であるかどうかは問いません。
- いずれか一方が堺市内に住所を有するか又は転入予定であれば対象となります。
（二人とも堺市内に住所を有していない場合、いずれか一方が堺市に転入を予定していることが確認できる資料が必要）
- 通称名の使用も可能です。（通称名で日常生活をしていることが確認できる書類が必要）

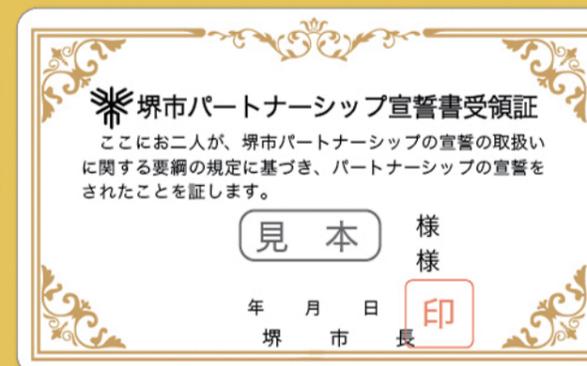
堺市パートナーシップ宣誓制度

TEL 072-228-7159（人権企画調整課内）

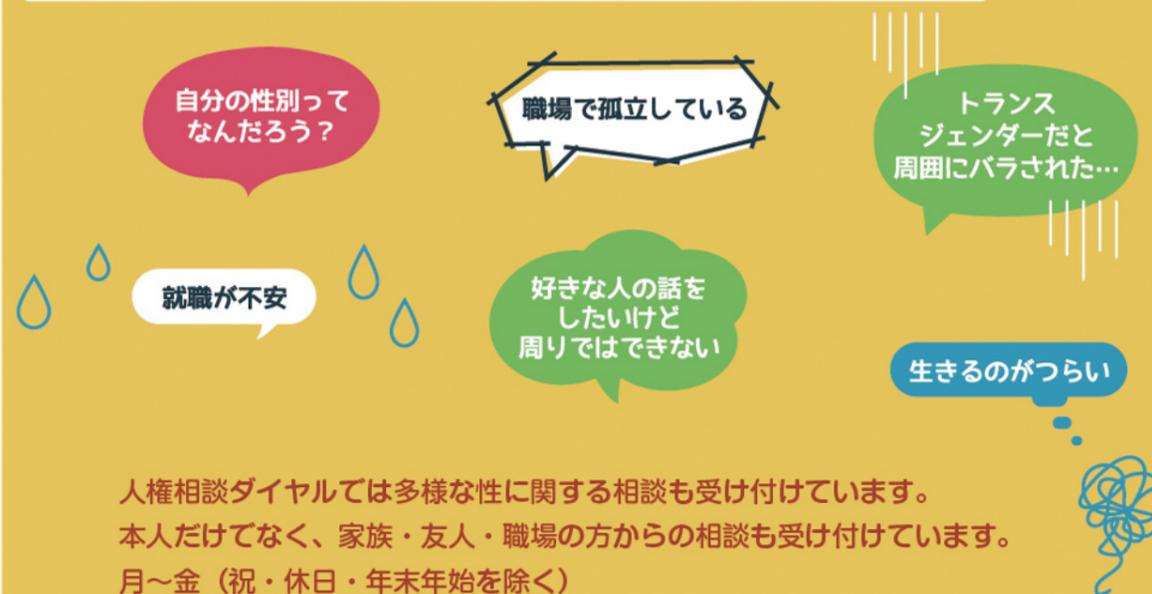
FAX 072-228-8070

MAIL partnership@city.sakai.lg.jp（予約専用）

パートナーシップの宣誓を希望される方は日時の調整が必要になりますので、必ず、事前に電話等でご連絡いただきますようお願いいたします。



人権相談ダイヤル TEL 072-228-7364



人権相談ダイヤルでは多様な性に関する相談も受け付けています。本人だけでなく、家族・友人・職場の方からの相談も受け付けています。月～金（祝・休日・年末年始を除く）受付： 9：00～12：00 / 13：00～16：30（1人30分）秘密は守ります。相談は無料です。

毎月第4水曜日は弁護士による多様な性に関する相談（面談）を実施しています。（事前相談必要）

性の多様性

自分の性別が何か

どんな性別の相手を好きか

性のあり方にもいろいろあるよ

100人いれば
100とおり!

身体の性

心の性

社会的な性

誰を好きか

女性

男性

女性 男性

どんな風に

描くかは自由!

この線上には

なかったり、

ときによって

変化することも...

性別に関する
身体的な特徴

自分が感じて
いる性別

社会的にどう
ふるまうか

好きになる
相手の性別

LGBTとは

エルジービーティー

LGBTとは

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた言葉です。

L レズビアン

女性で同性を
好きになる人

G ゲイ

男性で同性を
好きになる人

B バイセクシュアル

男女両方とも
好きな対象になる人

T トランスジェンダー

生まれたときの性別とは異なる
性別で生きる人、生きたいと望む人

※ これら以外にも、さまざまな、性のあり方があります。

「LGBT」は、多様な性の総称として表すこともあります。

また、近年行われた民間企業の調査では、LGBTなど性的マイノリティの人は
約8%という調査結果もあります。

お問い合わせ先

堺市市民人権局人権部人権企画調整課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
電話 072-228-7159 FAX 072-228-8070
メール jinkenki@city.sakai.lg.jp

平成31年3月発行



私たちのまち堺から
人権文化の火を咲かせよう

10 人々の平等をなくそう



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

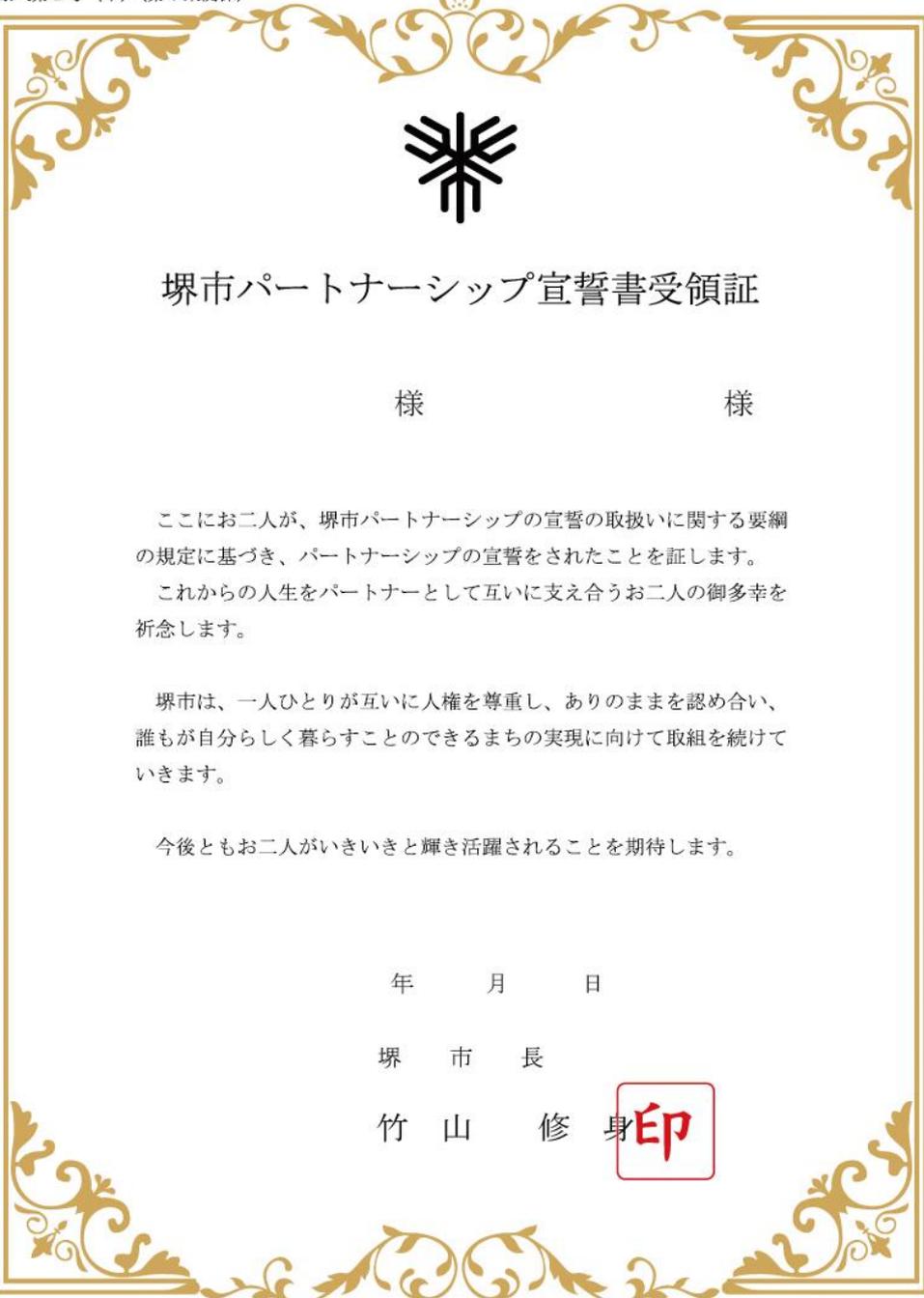
2030年に向けて
世界が取り組む
「持続可能な開発目標」です。

堺市パートナーシップ宣誓書受領証（見本）

以下の2種類の宣誓書受領証を宣誓されたお二人それぞれに交付

1. 堺市パートナーシップ宣誓書受領証（A4タイプ）

様式第2号（甲）（第5条関係）



堺市パートナーシップ宣誓書受領証

様 様

ここにお二人が、堺市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

これからの人生をパートナーとして互いに支え合うお二人の御多幸を祈念します。

堺市は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、ありのままを認め合い、誰もが自分らしく暮らすことのできるまちの実現に向けて取組を続けていきます。

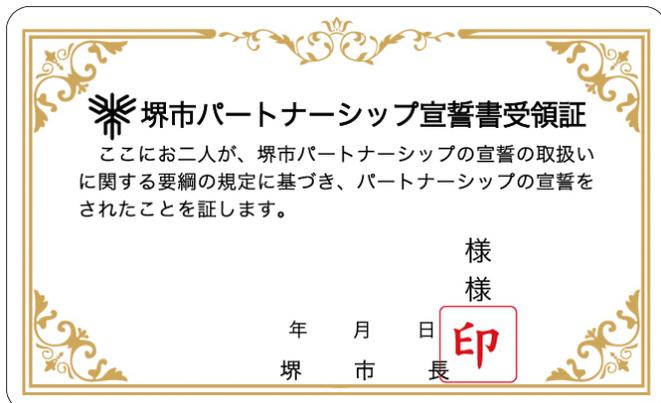
今後ともお二人がいきいきと輝き活躍されることを期待します。

年 月 日

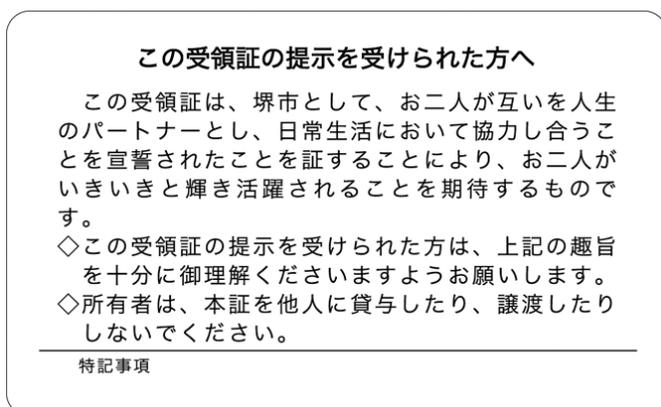
堺 市 長

竹 山 修 身 印

2. 堺市パートナーシップ宣誓書受領証（携帯用カードタイプ）



(表)



(裏)